

非常時の生徒に対する措置の基準について

(1)「加古川市」に 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報発表の場合

1. 午前7時の時点、登校前に発表の場合
自宅で待機させてください。
2. 午前10時までに警報が解除された場合
昼食を済ませ13時までに登校させてください。午後の授業を行います。
3. 午前10時までに警報が解除されない場合
臨時休業とします。
(警報発表の意味を考え、自宅で安全に留意し過ごさせてください。)
4. 始業時刻以降に警報が発表された場合
原則として、学校で待機させます。下校させる場合は、スクリレ等で連絡をします。

(2)「加古川市」に 地震(震度5弱以上)が発生した場合

1. 登校前に発生した場合
臨時休校とします。
2. 登校中に発生した場合
各自で安全を確保します。
その後、原則として登校しますが、状況に応じて適切に行動させてください。
3. 始業時刻以降に発生した場合
揺れが収まるまで安全確保し、その後、安全な場所に避難させます。
下校させる際は、保護者と連携をとりながら、安全状況を確認のうえ措置します。
4. 下校中に発生した場合
状況に応じて適切に行動し、揺れが収まったら帰宅してください。
のちほど安全確認を行います。

(3)「兵庫県」に 竜巻注意報発表の場合

1. 午前7時の時点、登校前に発表の場合

自宅待機とし、解除されてから登校させてください。

※発表後、有効時間は1時間。「解除」の発表はされないため注意してください。

2. 登校中に発表された場合

各自で安全を確保します。

原則として登校しますが、状況に応じて適切に行動させてください。

3. 始業時刻以降に発表された場合

舎外での活動をただちに中止し、安全が確保されるまで舎内で活動や待機をさせます。

4. 下校中の発表された場合

状況に応じて適切な行動し、帰宅してください。

のちほど安全確認を行います。

(4)「兵庫県」に Jアラート等を通じて、緊急情報が発信された場合

1. 登校前に発信された場合

自宅待機させてください。

2. 登下校中に発信された場合

自宅か学校の近い方に避難させることを原則とします。

(5)その他の警報発表及び危険が予測される場合

1. 津波、高潮、波浪警報については、必要に応じて学校から連絡します。

2. 登校中に雷が発生した場合、生徒及び保護者の判断により、安全な場所に避難してください。雷が遠ざかったのを確認してから再登校させてください。

3. 市内において災害が予想される場合は、市教育員会の判断により警報発表の有無にかかわらず、学校を臨時休業とする場合があります。

4. 熱中症が危惧される場合は、部活動ガイドラインや危機管理マニュアルのとおり、WBGT（暑さ指数）が31以上で、原則、運動を禁止とします。

※加古川市内の中学校は、同一基準です。ご自宅の見やすいところに掲示をお願いします。